

吹田市土壤・地下水汚染浄化対策等

専門家会議設置要領等

吹田市土壌・地下水汚染浄化対策等専門家会議設置要領

(目的)

第1条 本市の土壌・地下水汚染事案に関する浄化対策の実施に係る必要な計画、調査及び措置を行い、適切な浄化対策を推進するため、必要な意見又は助言を聴取することを目的として、吹田市土壌・地下水汚染浄化対策等専門家会議（以下「専門家会議」という。）を設置する。

(意見等を聴取する事項)

第2条 専門家会議において意見等を聴取する事項は、次のとおりとする。

- (1) 土壌・地下水汚染の適切な浄化対策の推進に必要な計画、調査及び措置に関する事項
- (2) 浄化対策の進捗及び効果に関する事項
- (3) その他必要な事項

(構成)

第3条 専門家会議は、委員5人以内をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者のうちから市長が選任する。
- 3 委員の選任期間は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合に選任する委員の選任期間は、前委員の選任期間の残期間とする。
- 4 委員は、再度選任することができる。

(議長及び副議長)

第4条 専門家会議に議長及び副議長を置き、委員のうちから市長が指名する。

(会議)

第5条 専門家会議は、市長が招集する。

- 2 議長は、専門家会議の議長となる。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員以外の者からの意見の聴取等)

第6条 市長は、委員の意見を踏まえ、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 専門家会議の庶務は、環境部地域環境室環境保全課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、専門家会議の構成及び運営に関し必要な事項は、環境部長が定める。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

吹田市土壌・地下水汚染浄化対策等専門家会議運営方針

(趣 旨)

第1条 この運営方針は、吹田市土壌・地下水汚染浄化対策等専門家会議設置要領（平成26年4月1日施行）第8条の規定に基づき、吹田市土壌・地下水汚染浄化対策等専門家会議の運営について必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、別途、環境部長が定める。

(会議の非公開)

第3条 環境部長は、吹田市情報公開条例（平成14年吹田市条例第10号。以下「情報公開条例」という。）第7条各号に掲げる公開しないことができる情報又は公開することができない情報に係る事案を検討する場合にあつては、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、議長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(会議録等)

第4条 環境部長は、会議ごとに、原則として逐語で記録した会議録を作成するものとする。ただし、明らかな誤り、話し言葉特有の表現、同じ語句の無用な繰返し、冗長な言回し等は、発言の趣旨をそこなわない範囲で、表現を変更することができる。

2 会議録の作成にあたり、発言内容が資料等の読上げである場合は、当該資料の説明である旨を記載し、記録に代えることができる。

3 会議録の作成にあたっては、発言の趣旨をそこなわない範囲で、不足している語句を補足する等必要な加筆を行うことができる。

4 会議録は、委員の確認を得るものとする。

5 会議録は、前項の手続きを経て確定した後、公開する。ただし、情報公開条例第7条に掲げる公開しないことができる情報又は公開することができない情報に該当する部分については、非公開とすることができる。

6 会議資料は、原則として公開するものとする。ただし、その公開範囲は、傍聴者に閲覧する会議資料の範囲と同じとする。

附 則

この運営方針は、平成26年4月1日から運用する。

吹田市土壌・地下水汚染浄化対策等専門家会議傍聴に関する事務取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、吹田市土壌・地下水汚染浄化対策等専門家会議（以下、「専門家会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 専門家会議の傍聴希望者は、所定の場所で自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴の受付)

第3条 傍聴の受付は、会議の開催時刻の15分前から開催時刻まで行う。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、5名以上8名以下の範囲内で会場の広狭に応じて環境部長が定める。

2 傍聴希望者が前項に規定する定員を超えた場合は、抽選によるものとする。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議の進行の妨げとなるような行為をしないこと。
- (2) 他人に迷惑を及ぼすと認められる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、環境部長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、秘密会を開く決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの基準に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項が生じたときは、環境部長が定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。